

農業委員会会議録（概要）

会 議 名	1月定例農業委員会																														
開 催 日 時	平成21年1月20日（火）午後4時から午後4時33分まで																														
開 催 場 所	愛西市役所立田庁舎 3階 第二会議室																														
出 欠 席 者	別紙のとおり																														
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第28号</td> <td>農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第29号</td> <td>農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第30号</td> <td>農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決定第10号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決定第11号</td> <td>標準小作料改訂について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第6号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>現況証明願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による 通知書</td> <td style="text-align: right;">10件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地改良届出書</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table>	議案第28号	農地法第3条	4件	議案第29号	農地法第4条	1件	議案第30号	農地法第5条	5件	決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	8件	決定第11号	標準小作料改訂について	1件	専決報告	農地法第4条第1項第6号	1件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	4件	報 告	現況証明願	1件	報 告	農地法第20条第6項の規定による 通知書	10件	報 告	農地改良届出書	1件
議案第28号	農地法第3条	4件																													
議案第29号	農地法第4条	1件																													
議案第30号	農地法第5条	5件																													
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	8件																													
決定第11号	標準小作料改訂について	1件																													
専決報告	農地法第4条第1項第6号	1件																													
専決報告	農地法第5条第1項第3号	4件																													
報 告	現況証明願	1件																													
報 告	農地法第20条第6項の規定による 通知書	10件																													
報 告	農地改良届出書	1件																													
公開／非公開の別	公開																														
非公開の理由	—																														
傍 聴 人 の 数	0人																														
会 議 資 料	議事日程 議案書及び地図																														
審 議 経 過	別紙のとおり																														

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	林 輝 光	
欠	委 員	服 部 多惠子	
出	委 員	荻 巢 征 夫	
出	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
欠	委 員	水 谷 善 一	
出	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
出	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	委 員	立 松 春 雄	
出	委 員	加 藤 清 治	
出	委 員	小 林 義 昭	
出	委 員	辻 義 則	
欠	委 員	三 輪 清 博	
出	委 員	村 上 守 國	
出	委 員	野 口 ゆきゑ	
出	委 員	井 戸 田幸夫	
出	委 員	安 田 秀 樹	
出	委 員	佐 藤 武 司	
出	委 員	古 野 正 史	
出	委 員	石 垣 謙 治	
出	委 員	野 田 峯 和	
出	委 員	堀 田 重 孝	
出	委 員	吉 川 靖 雄	
出	委 員	服 部 政 良	
出	委 員	植 田 秀 夫	
出	委 員	中 島 義 雄	
出	委 員	伊 藤 宗 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	大 島 静 雄
課長補佐（事務担当）	山 岡 幹 雄
係 長（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	加 藤 貴代子

発言者	内 容																														
	<p>1. 平成21年1月20日、農業委員会は立田庁舎3階第二会議室に招集された。</p> <p>2. 出席・欠席委員は別紙のとおり</p> <p>3. 本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐（事務担当） 山 岡 幹 雄</p> <p>4. 協議事項は、次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="399 627 1324 1120"> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第3条</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農地法第4条</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農地法第5条</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>決定第10号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>決定第11号</td> <td>標準小作料改訂について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第6号</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">開 会（午後4時00分）</p>	議案第28号	農地法第3条	4件	議案第29号	農地法第4条	1件	議案第30号	農地法第5条	5件	決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	8件	決定第11号	標準小作料改訂について	1件	専決報告	農地法第4条第1項第6号	1件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	4件	専決報告	現況証明願	1件	報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	10件	報 告	農地改良届出書	1件
議案第28号	農地法第3条	4件																													
議案第29号	農地法第4条	1件																													
議案第30号	農地法第5条	5件																													
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	8件																													
決定第11号	標準小作料改訂について	1件																													
専決報告	農地法第4条第1項第6号	1件																													
専決報告	農地法第5条第1項第3号	4件																													
専決報告	現況証明願	1件																													
報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	10件																													
報 告	農地改良届出書	1件																													
会長	会長あいさつ																														
会長	<p>本日の出席者数は34名で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。</p> <p>議席番号14番 伊藤 幹雄委員、議席番号15番 服部 勝明委員を指名します。</p>																														
会長	事務局から議案第28号 農地法第3条4件についての説明をお願いします。																														
事務局	農地法第3条1～4番説明																														
会長	議案第28号農地法第3条4件について、全委員にお諮りします。																														
委員	3条で農地を取得した場合、何年耕作をしなければいけませんか教えてください。																														
事務局	取得から3年は耕作が必要です。規定はありません。																														
委員	3年と言う数字は、愛西市農業委員会で申し合わせで決めているものですか。																														
事務局	農地法第3条関係で、おおむね3年であつたわっております。																														

委員	農地法第3条に、そのような明記がされておりました。3年は耕作が必要ですね。
会長	議案第28号農地法第3条4件について賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、許可することに決定します。
事務局	事務局から議案第29号農地法第4条1件の説明をお願いします。
会長	農地法第4条1番説明 それでは、議案第29号農地法第4条1件を全委員にお諮りします。 賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成と言うことで、県へ進達することに決定いたします。
会長	議案第30号農地法第5条5件ありますが、1番～5番の説明をお願いします。
事務局	農地法第5条1番～5番説明。 議案第30号農地法第5条5件について、全委員にお諮りします。 賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、異議なしと認められますので、全案件県へ進達することに決定いたします。
事務局	先ほどの委員の質問について訂正をいたします。 農地法には3年との記載はしてありません。 県からいただいている、「農地法関係許可申請等取扱ハンドブック」の指導資料の中に農地を取得後3年以内の転売は原則認めていません。の記載があります。 訂正とお詫びを申し上げます。
会長	続きまして事務局から 決定第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定8件の説明をお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定8件説明
会長	決定第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定8件を全委員にお諮りします。 賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、異議なしと認められますので申出のとおり、市へ答申することに決定いたします。
事務局	決定第11号標準小作料改訂についての説明をお願いします。
会長	標準小作料改訂について説明
委員	決定第11号標準小作料について全委員にお諮りします。
事務局	事務の流れについて説明をお願いします。 1月13日に標準小作料協議会を開催いたしました。委員さんにつきましては貸し手代表5名、借り手代表5名、学識経験者4名の合計14名で協議会を行いました。現在の小作料については、愛西市全域 畑について、13,000円 畑について 10,000円になっています。 田・畑については、粗収益から農業純利益をはじかさせていただき、小作料協議会で賛成多数で認めていただきました。その認めていただいたものを、農業委員会で決定をしていただく事務の流れになっています。
委員	農業委員会で決定するのはわかりました。12,000円・10,000円の数字の根拠を教えてください。

事務局	田について、粗収益95,263円は10a当りの米の収益で、生産費用の中身が種苗費・肥料費・農薬費・材料費・賃借料・農具費・建物費・水利費・家族労働費・資本利子・公租公課になり、経営者報酬を足した金額が82,496円になり、粗収益95,263円から83,496円を差引いた金額が
委員	協議会では、全体を見据えて下げる方向になったのですか。
事務局	はい。
委員	いつから適用ですか。
事務局	告示行為を行い、2月1日からの適用になります。「農業委員会だより」に記載し周知します。
会長	協議会では、色々な意見が出ました。借手の方からは、高いの意見もありました。しかし、小作料の料金については、目安と言うことで了解をいただきました。
委員	小作料の適用は、平成20年・平成21年いつからですか。また、3月支払いの対応はどうなりますか。
事務局	平成21年2月1日からの適用になります。3月については前年度の13,000円の支払いでご理解ください。
会長	決定第11号標準小作料について賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、10a当り田12,000円畑10,000円で決定いたします。
事務局	続きまして事務局から専決報告 農地法第4条第1項第6号 1件 農地法第5条第1項第3号 4件と報告現況証明願 1件と農地法第20条第6項の規定による通知書 10件と農地改良届出書 1件の説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項第6号 1番説明 農地法第5条第1項第3号 1～4番説明 現況証明願 1番説明 農地法第20条第6項の規定による通知 1～10番説明 農地改良届出書 1番説明
会長	それでは、質疑に移ります。
委員	農地法第5条届出1番について、利用状況を教えてもらえますか。
事務局	残土を置き、フェンスの設置また北側には側溝の設置が記載してあります。
会長	それでは賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、全議案可決、承認をいただきました。これをもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。
開 会 (午後4時33分)	

この議事録内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成21年 2月 20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号14番委員 伊藤 幹雄

議事録署名者

議席番号15番委員 服部 勝明

<p>会長 委員 事務局</p>	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月13日市長・議長の方へ「要望書」を提出しましたので報告します。 要望書の内容を読み上げました。 ・ 佐屋地区農地パトロール報告 ・ 農業委員会選挙人名簿登載申請書につて、1月31日までに確認作業をし選挙管理委員会へ送付しますのでご了解をお願いします。 全委員異議なしの意見をいただきましたので、選挙管理委員会へ送付します。申請書については、会議室の後ろにおいてありますのでお願いします。 ・ 農地パトロール次回1月23日（金）立田地区開催 八開地区 2月25日（水）予定 ・ 次回委員会の開催日 2月20日（金）午前9時の予定 ・ 平成20年分の源泉徴収票の配付連絡、またない方については後日郵送されます。 ・ 5月下旬に県下「市部農業委員会」が愛西市担当ですので協力をお願いします。会場については、立田の改善センターを予定しております。 ・ 農業経営基盤強化促進法研修会を開催 説明者（経済課 小倉）
--------------------------	---